

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		支援を要しなくなったときの支援給付の停止・廃止
根拠条例・規則等名		① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ③ さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 14 条第 1 項、同条第 4 項 ② 第 26 条 ③ 第 2 条第 2 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、被支援者が支援を必要としなくなったときは、すみやかに支援給付の停止又は廃止を決定する。 停止・廃止の基準は、下記のとおり。 (停止すべきとき) ・ 臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により一時的に支援を必要としなくなった場合で、概ね 6 か月以内に再び支援を要する状態となることが予想されるとき。 ・ 定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応支援を要しなくなったと認められるがその状態が継続することについて確実性を欠くため、若干期間経過観察を要するとき。 (廃止すべきとき) ・ 定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、支援を再開する必要がないと認められるとき。 ・ 収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、概ね 6 か月を超えて支援を要しない状態が継続すると認められるとき。
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の例による